

○乳を原材料とする加工食品に係る表示の基準

(平成 13 年厚生労働省告示第 71 号)

第 1 次〔平成 16 年 2 月 26 日厚労告第 37 号〕

食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 5 条第 1 項第 1 号への規定に基づき、乳を原材料とする加工食品に係る表示の基準を次のように定め、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

乳を原材料とする加工食品に係る表示の基準

- 1 乳を原材料とする加工食品（乳、乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）第 2 条第 12 項に規定する乳製品をいう。以下同じ。）及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を除く。以下同じ。）について、乳を原材料として含む旨の表示をするときは、乳を原材料として含む旨、乳成分を原材料として含む旨又は当該乳の種類別を記載することによりこれを行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乳を原材料とする加工食品のうち、次の表の上欄に掲げる食品を原材料とするものに係る乳を原材料として含む旨の表示は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載することにより行わなければならない。

乳製品	乳製品を原材料として含む旨、乳成分を原材料として含む旨又は当該乳製品の種類別
乳又は乳製品を原料とする食品（乳製品を除く。以下同じ。）	乳若しくは乳製品を原料とする食品を原材料として含む旨又は乳成分を原材料として含む旨

- 3 前項の規定に基づき、クリーム、濃縮ホエイ、クリームパウダー、ホエイパウダー及びたんぱく質濃縮ホエイパウダーの記載を行う場合にあっては、当該原材料名の後に括弧を付して乳製品である旨を記載しなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、乳を原材料とする加工食品であって、2 種類以上の乳又は乳製品を原材料とするものに係る乳又は乳製品の種類別の記載は、そのいずれかの乳又は乳製品の種類別の記載をもって、これに代えることができる。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、乳を原材料とする加工食品であって、乳、乳製品又は乳若しくは乳製品を原材料とする食品のうち二以上のものを原材料とするものに係る乳を原材料として含む旨の表示は、そのいずれかを原材料として含む旨の記載をもって、これに代えることができる。